

## 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (略称 宮崎県青少年健全育成条例)について

宮崎県青少年健全育成条例は、本県の青少年の健全な育成を図るため、昭和 52 年に制定されました。

### 条例の目的

この条例は、次代を担う青少年の健全育成に関する県と県民(大人)の責務を定めたものです。

条例では、青少年の健全な育成を達成するため、①青少年の健全な育成に関し基本となる事項を定めるとともに、②青少年を取り巻く環境を整備することとしています。

### 基本となる事項

#### ○県の責務(第 2 条)

県は、青少年の自覚と県民の意欲をもとに、青少年を健全に育成するための基本的かつ総合的な施策を講ずることが定められています。

#### ○県民の責務(第 4 条)

県民は、自ら家庭、職場、学校、地域社会その他社会のあらゆる場において、青少年を健全に育成するよう努めることが定められています。

### 青少年を取り巻く環境の整備

#### (1) 有益な社会環境の提供

##### ○家庭の日(第 6 条)

広く県民の皆さんが青少年の健全育成に関し家庭の果たす役割について理解を深める日として、毎月第 3 日曜日を「家庭の日」としています。

○このほか、青少年育成者及び青少年の表彰(第 9 条)等についての規定があります。

#### (2) 有害な社会環境や行為からの保護

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境や行為から青少年を保護するため、県民(大人)に対して、次のような決まりが定められています。

- |                                |                       |
|--------------------------------|-----------------------|
| ○図書類の青少年への販売等の自主規制             | 第 11 条                |
| ○自動販売機等による図書類の販売等の自主規制         | 第 12 条                |
| ○有害図書類の青少年への販売等の制限             | 第 13 条                |
| ○有害興行(映画、演劇等)の青少年への観覧制限        | 第 14 条                |
| ○深夜における興行又は遊技業を行う場所への青少年の入場制限  | 第 14 条の 2             |
| ○有害がん具類及び有害刃物類の青少年への販売制限       | 第 16 条                |
| ○自動販売機等による有害図書類及び有害がん具類の販売等の制限 | 第 16 条の 4 及び第 16 条の 5 |
| ○青少年からの質受け、古物の買受け及び金銭の貸付け等の制限  | 第 18 条                |
| ○青少年に対するみだらな性行為及びわいせつの行為の禁止    | 第 19 条                |
| ○青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止        | 第 19 条の 2             |
| ○青少年に入れ墨を施す行為等の禁止              | 第 19 条の 3             |
| ○青少年の深夜外出の制限                   | 第 20 条                |
| ○青少年が不健全な行為を行う場所の提供及び周旋行為の禁止   | 第 21 条                |
| ○罰則                            | 第 29 条から第 31 条        |

条例の禁止規定等に違反した場合、一定の刑罰を科すことが規定されています。

なお、この条例での罰則は青少年に対しては適用しないこととされています。